

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 小池建設株式会社
法人番号： 5100001022409
住 所： 長野県飯田市下久堅下虎岩3089番地2
- 指名停止措置期間： 令和7年10月6日から令和7年11月5日まで(1ヶ月)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要：

小池建設株式会社及び同社代表取締役(当時)は、労働安全衛生法等違反で略式起訴され、令和7年4月23日、飯田簡易裁判所から各々罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

- 指名停止措置理由：

物品の有資格登録業者である小池建設株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)